

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 11 号に掲げる光力利用敷網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
こうなご光力利用敷網漁業	2 隻	13 トン未満	定めなし	東共第 6 号共同漁業権漁場の区域	4 月 1 日から 7 月 31 日まで	東共第 6 号共同漁業権の組合員行使権者	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 5 年 3 月 17 日まで	1 許可の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 集魚灯に使用する光力の総和は、12 キロワット以下とすること (3) 定置漁業又は小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面 100 メートル以内、沖合 500 メートル以内の各海域で操業してはならない
	1 隻			東共第 8 号、同第 10 号及び同第 12 号共同漁業権漁場の区域		東共第 8 号共同漁業権の組合員行使権者		
	35 隻	定めなし		東共第 18・20 号共同漁業権漁場の区域	4 月 1 日から 6 月 30 日まで	東共第 20 号共同漁業権の組合員行使権者	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 5 年 2 月 27 日まで	
22 隻	次の 1 及び 2 の区域とする。 1 東共第 22 号共同漁業権漁場の区域 2 東共第 24 号共同漁業権漁場の区域のうち、次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 青森県下北郡東通村大字尻尻高倉 38 番地に設置した標柱（基点第 12 号）から真方位 104 度 30 分 500 メートルの点 点イ 青森県下北郡東通村大字小田野沢と大字猿ヶ森との境に設置した標柱（基点第 11 号）から真方位 92 度 30 分 500 メートルの点 点ウ 点イから真方位 92 度 30 分 500 メートルの点 点エ 点アから真方位 104 度 30 分 500 メートルの点		1 操業区域の 1 4 月 1 日から 6 月 30 日まで 2 操業区域の 2 4 月 15 日から 5 月 31 日まで	次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡東通村大字白糠に住所を有する者 2 東共第 22 号共同漁業権の組合員行使権者				

	2 隻		東共第 22 号共同漁業権漁場の区域	4月1日から 6月30日まで	次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡東通村大字小田野沢に住所を有する者 2 東共第 22 号共同漁業権の組合員行使権者		
	6 隻		東共第 24 号共同漁業権漁場の区域		次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡東通村大字尻労に住所を有する者 2 東共第 24 号共同漁業権の組合員行使権者		
	20 隻		東共第 26 号共同漁業権漁場の区域	4月1日から 7月31日まで	東共第 26 号共同漁業権の組合員行使権者		1 許可の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 集魚灯に使用する光力の総和は、12 キロワット以下とすること (3) 定置漁業又は小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面 100 メートル以内、沖合 500 メートル以内の各海域で操業してはならない
	3 隻		東共第 28 号共同漁業権漁場の区域	4月1日から 6月30日まで	東共第 28 号共同漁業権の組合員行使権者		1 許可の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 集魚灯に使用する光力の総和は、12 キロワット以下とすること (3) 定置漁業又は小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面 100 メートル以内、沖合 500 メートル以内の各海域で操業してはならない
	22 隻		東共第 30 号共同漁業権漁場の区域		東共第 30 号共同漁業権の組合員行使権者		1 許可の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。

							<ul style="list-style-type: none"> (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 集魚灯に使用する光力の総和は、12 キロワット以下とすること (3) 定置漁業又は小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面 75 メートル以内、沖合 500 メートル以内の各海域で操業してはならない
	8 隻		東共第 38 号共同漁業権漁場の区域	4 月 1 日から 7 月 31 日まで	東共第 38 号共同漁業権の 組合員行使権者		<ol style="list-style-type: none"> 1 許可の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 集魚灯に使用する光力の総和は、10 キロワット以下とすること (3) 定置漁業又は小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面 100 メートル以内、沖合 500 メートル以内の各海域で操業してはならない
	4 隻		東共第 40 号共同漁業権漁場の区域	4 月 1 日から 6 月 30 日まで	東共第 40 号共同漁業権の 組合員行使権者		<ol style="list-style-type: none"> 1 許可の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 集魚灯に使用する光力の総和は、12 キロワット以下とすること (3) 定置漁業又は小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面 100 メートル以内、沖合 500 メートル以内の各海域で操業してはならない